

平成22年(行コ)第300号公金支出差止等(住民訴訟)請求控訴事件
判決要旨等

【裁判所等】

- ・東京高等裁判所第24民事部(裁判長裁判官・三輪和雄, 裁判官・内藤正之, 裁判官・田辺暁志。ただし, 判決言渡しは裁判長裁判官・高野伸)
- ・平成26年10月7日判決言渡し

【判決主文】

- 1 原判決の主文2項を次のとおり変更する。
 - (1) 本件訴えのうち, 以下の部分をいずれも却下する。
 - ア 被控訴人埼玉県公営企業管理者に対し, ハッ場ダムに関し, 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金並びに水源地域対策特別措置法12条1項1号及び2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金の支出の差止めを求める部分のうち, 平成26年4月22日までにされた支出の差止めを求める部分
 - イ 被控訴人埼玉県知事に対し, ハッ場ダムに関し, 河川法63条に基づく受益者負担金, 公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金(平成24年7月2日より前は財団法人利根川・荒川水源地域対策基金)の事業経費負担金及び被控訴人埼玉県公営企業管理者が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについてこれを補助するために行う一般会計から埼玉県水道用水供給事業会計に対する繰出金の支出の差止めを求める部分のうち, 平成26年4月22日までにされた支出の差止めを求める部分
 - (2) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 控訴人らのその余の本件控訴をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は, 第1, 2審とも控訴人らの負担とする。

【事案の概要】

本件は, 埼玉県の住民である控訴人らが, 国の国土交通省を事業主体として利根川水系吾妻川に設置予定の多目的ダムであるハッ場ダム(群馬県吾妻郡長野原町)の建設事業について, 同ダムは, 治水上及び利水上の必要性がなく, ダムサイト地盤はダム建設地として不適格で, ダム湖周辺には地すべりの危険性があり, 環境影響評価義務を怠るなど, 違法な事業であり, 同事業に関する負担金等の支出が違法であるなどとして, (1)地方自治法242条の2第1項1号に基づき, ①被控訴人埼玉県公営企業管理者に対し, ハッ場ダムに関する特定多目的ダム法(以下「特ダム法」という。)7条に基づく建設費負担金(以下「特ダム法負担金」という。)並びに水源地域対策特別措置法12条1項1号及び2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金(以下「水特法負担金」という。)の各支出の差止めを, ②被控訴人埼玉県知事に対し, ハッ場ダムに関する河川法63条に基づく受益者負担金(以下「河川法負担金」という。), 公益財団法人利根川・荒川水源

地域対策基金（平成24年7月2日より前の名称は財団法人利根川・荒川水源地域対策基金）の事業経費負担金（以下「対策基金負担金」といい、上記各負担金を「本件各負担金」という。）及び被控訴人埼玉県公営企業管理者が特ダム法負担金を支出するについてこれを補助するために行う一般会計から埼玉県水道用水供給事業会計への繰出金（以下、本件各負担金と上記繰出金を併せて「本件各負担金等」という。）の各支出の差止めをそれぞれ求め、(2)地方自治法242条の2第1項3号に基づき、被控訴人埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実が違法であることの確認を求め、(3)同項4号に基づき、①被控訴人埼玉県県土整備部河川砂防課長、被控訴人埼玉県企画財政部土地水政策課長及び被控訴人埼玉県企画財政部財政課長に対し、上記事業に関する支出を行った埼玉県知事に対する支出額と同額の金員及びこれに対する支出日以降の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の損害賠償の請求をすること、②被控訴人埼玉県公営企業管理者に対し、上記事業に関する支出を行った埼玉県公営企業管理者であった者に対する支出した金額と同額の金員及びこれに対する支出日以降の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の損害賠償の請求をすることをそれぞれ求める住民訴訟である。

原審（さいたま地方裁判所）は、本件訴えのうち、上記(2)の部分は、被控訴人埼玉県公営企業管理者には国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限がなく不適法であるとして訴えを却下し、控訴人らのその余の請求は、本件各負担金等の各支出は財務会計上の義務に違反し違法であるとはいえず理由がないとして請求をいずれも棄却した。

【判決の判断の骨子】

- 1 本件各負担金等の支出の差止めを求める訴えについては、当審の口頭弁論終結日までにされた支出の差止めを求める部分については、差止めの対象となる行為は既に完了しているので、訴えの利益を欠き、不適法である。
- 2 被控訴人埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める訴えは、被控訴人埼玉県公営企業管理者にはダム使用権設定申請を行う権限及びこれを前提とする同申請を取り下げる権限がなく、また、ダム使用権の設定予定者の地位は地方自治法242条1項の「財産」に当たるといえることはできないので、不適法である。
- 3 本件訴えは適法な監査請求をえている。
- 4 被控訴人埼玉県知事のハッ場ダムへの参画を継続し、ハッ場ダムに係るダム使用権設定申請を取り下げないという判断にその裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があるとはいえず、したがって、被控訴人埼玉県知事がハッ場ダムに係るダム使用権設定申請を取り下げないことが違法であるとはいえない。

そうすると、被控訴人埼玉県公営企業管理者による特ダム法負担金の支出の違法性を判断するに当たっては、埼玉県がダム使用权（水道）の設定予定者であることを前提として判断することになるので、特ダム法施行令11条の3に基づく国土交通大臣の通知（以下「特ダム法負担金納付通知」という。）に重大かつ明白な瑕疵が存するとはいえないし、また、特ダム法負担金納付通知の更に前提となるハッ場ダム建設事業等については、控訴人らが特ダム法負担金の支出の関係で違法性を主張する環境に及ぼす影響に関する部分も含めて、重大かつ明白な瑕疵が存するとはいえない。

以上によれば、特ダム法負担金納付通知を根拠とする被控訴人埼玉県公営企業管理者の特ダム法負担金の支出に関する行為は、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反する違法なものということとはできない。

- 5 ハッ場ダム建設事業そのもの又はハッ場ダム事業を掲げる計画等に重大かつ明白な瑕疵があるとはいえず、したがって、これを前提とする河川法施行令38条1項本文に基づく国土交通大臣の通知（以下「河川法負担金納付通知」という。）に重大かつ明白な瑕疵が存するとはいえない。そうすると、河川法負担金納付通知を根拠とする被控訴人埼玉県知事の河川法負担金の支出に関する行為は、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反する違法なものということとはできない。
- 6 被控訴人埼玉県公営企業管理者による水特法負担金の支出に関する行為、被控訴人埼玉県知事による対策基金負担金の支出に関する行為及び被控訴人埼玉県知事による一般会計からの繰出金の支出に関する行為が違法であるとはいえない。

以上